

議案第 38 号

伊賀市災害弔慰金の支給等に関する条例の一部改正について

伊賀市災害弔慰金の支給等に関する条例の一部を次のとおり改正しようとする。

令和 7 年 2 月 25 日提出

伊賀市長 稲 森 稔 尚

記

伊賀市災害弔慰金の支給等に関する条例の一部を改正する条例

伊賀市災害弔慰金の支給等に関する条例（平成 16 年伊賀市条例第 129 号）の一部を次のように改正する。

目次中「第 4 章 災害援護資金の貸付け（第 12 条―第 16 条）」を

「第 4 章 災害援護資金の貸付け（第 12 条―第 15 条）」

第 5 章 伊賀市災害弔慰金等支給審査会（第 16 条―第 21 条） に改める。

第 6 章 雑則（第 22 条） 」

第 16 条を第 22 条とし、第 15 条の次に次の 1 章及び章名を加える。

第 5 章 伊賀市災害弔慰金等支給審査会

（設置）

第 16 条 法第 18 条の規定に基づき、災害弔慰金及び災害障害見舞金の支給に関する事項について調査審議するため、伊賀市災害弔慰金等支給審査会（以下「審査会」という。）を置く。

（所掌事務）

第 17 条 審査会は、市長の諮問に応じ、次に掲げる事項について調査審議する。

(1) 災害弔慰金及び災害障害見舞金の支給に係る事実と災害との因果関係に関する事項

(2) 前号に掲げるもののほか、災害弔慰金及び災害障害見舞金の支給に関し必要な事項

（組織等）

第 18 条 審査会は、7 人以内の委員をもって組織する。

- 2 委員は、医師、弁護士その他市長が必要と認める者のうちから、市長が委嘱する。
(任期等)

第19条 委員の任期は、2年とし、再任を妨げない。ただし、補欠の委員の任期は、前任者の残任期間とする。

- 2 委員は、職務上知り得た秘密を漏らしてはならない。その職を退いた後も、同様とする。

(会長及び副会長)

第20条 審査会に、会長及び副会長各1人を置き、委員の互選によりこれを定める。

- 2 会長は、会務を総理し、審査会を代表する。

- 3 副会長は、会長を補佐し、会長に事故があるとき、又は会長が欠けたときは、その職務を代理する。

(会議)

第21条 審査会の会議（以下「会議」という。）は、会長が招集し、会長がその議長となる。ただし、会長を定めない場合にあっては、会議は、市長が招集する。

- 2 会議は、委員の過半数が出席しなければ開くことができない。

- 3 会議の議事は、出席委員の過半数で決し、可否同数のときは、会長の決するところによる。

- 4 会長は、必要があると認めるときは、会議に委員以外の者の出席を求め、その説明又は意見を聴くことができる。

- 5 会議は、非公開とする。

第6章 雑則

附 則

(施行期日)

- 1 この条例は、令和7年4月1日から施行する。

(委員会の委員等の報酬及び費用弁償に関する条例の一部改正)

- 2 委員会の委員等の報酬及び費用弁償に関する条例（平成16年伊賀市条例第54号）の一部を次のように改正する。

「

別表中

介護認定審査会委員	日額（審査会）	20,400円	を
-----------	---------	---------	---

	日額（審査会以外）	6,000 円
--	-----------	---------

」

「

介護認定審査会委員	日額（審査会）	20,400 円
	日額（審査会以外）	6,000 円
災害弔慰金等支給審査会委員	日額	23,600 円

に改める。

」